

安心して産みたい 働き続けたい!

妊娠・出産した女性のための権利があります

時間外・休日労働、 深夜業の免除、変形労働時間の適用除外

妊産婦が請求した場合、時間外・休日労働、深夜業をさせることはできません（労基法第66条）。また、変形労働時間の適用も除外されます。

軽易業務への転換

妊娠中の女性が請求した場合、使用者は軽易な業務へ転換させなければなりません（労基法第65条3項）。適当な業務がないことを理由に請求を拒否したり、休業を強制したりすることはできません。

通院時間の確保・通勤緩和・休憩時間の延長

妊産婦が保健指導や健康診査を受けるために必要な時間を確保し、医師などの指導に応じた勤務上の措置をとることが事業主に義務付けられています（均等法第12条、13条）。

就業規則に規定がなくても、申請すれば必要な通院時間を確保できます。また、医師や助産師から指示があった場合は、その内容に応じた措置が必要です。

具体的には、①時差出勤や勤務時間短縮などの通勤緩和、②休憩時間の延長、回数増加、横になれる休憩室や立ち作業のときの椅子の設置、③医師の指導に基づく作業制限や休業などがあります。

産前・産後休業（休暇）

産前6週間（多胎妊娠14週）、産後8週間の休みが法律で保障されています（労基法第65条）。産前・産後休業中とその後30日間の解雇は禁止です。（同第19条）

※妊娠・出産や権利行使を理由とした解雇、減給、降格等の不利益取り扱い禁止。妊産婦の解雇は無効（均等法第9条）。ハラスメント防止は使用者の義務です。

☆詳細・相談はお近くの労働組合まで